

平成21年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果について

農林水産省では、産地におけるカドミウム低減対策の効果を検証することを目的として、平成 21 年国内産の米穀のカドミウム含有状況を調査し、その結果をとりまとめましたのでお知らせします。

過去の調査において、0.4 ppm 以上のカドミウムが検出された米穀を生産した地域のうち、水管理によるカドミウム低減効果を引き続き確認する必要がある地域から採取した米穀試料 30 点を対象に、カドミウム分析を行いました。

その結果、分析を行ったすべての試料のカドミウム濃度は 0.4 ppm 未満であり、水管理によるカドミウム低減効果が確認されました。

1 調査の背景とその結果

農林水産省は、「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成 18 年 4 月 20 日公表）に基づき、産地におけるカドミウム低減対策の効果を検証することを目的として、国内産米穀のカドミウム含有状況を調査しています。

今回の調査は、過去の調査において、0.4 ppm 以上のカドミウムが検出された米穀を生産した地域のうち、水管理によるカドミウム低減効果を引き続き確認する必要がある地域から採取した米穀試料 30 点を対象に、カドミウム分析を行いました。

その結果、分析を行ったすべての試料のカドミウム濃度は 0.4 ppm 未満であり、水管理によるカドミウム低減効果が確認されました。

なお、都道府県、市町村及び JA 等が独自に調査しているほ場で生産された米穀は、今回の調査の対象としていません。また、平成 20 年までに農林水産省による同様の調査を 3 回実施し、その間に調査対象の米穀から 0.4 ppm 以上のカドミウムが検出されなかった場合は、水管理によるカドミウムの低減効果が確認されたと判断し、今回の調査対象から除外しています。

2 今後の対応

今回の調査では 0.4 ppm 以上のカドミウムを含有する米穀が検出された地域はありませんでしたが、引き続き米穀中のカドミウム低減に向けた取組を推進していくこととしています。

また、産地におけるカドミウム低減対策の効果を確認するために、22 年度についても本調査を継続し、その結果を産地に対して提供していきたいと考えています。

参考 URL : 「コメのカドミウムに関する規制、対策」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nousan/kome/k_cd/kaisetu/gaiyo3/index.html)

＜添付資料＞

- ・ 平成 21 年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果の公表について

お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課

担当者：調査官 岡田 土壤汚染防止班 青木、浅野

代表：03-3502-8111（内線 4507）

ダイヤルイン：03-3592-0306

FAX：03-3580-8592

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

平成21年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果の公表について

1 調査目的

我が国の主要農作物である米穀について、カドミウム含有状況を把握し、産地におけるカドミウム低減対策の効果を検証することを目的としています。

2 調査方法

(1) 調査対象

過去の調査において、0.4 ppm 以上のカドミウムが検出された米穀を生産した地域のうち、水管理によるカドミウム低減効果を引き続き確認する必要のある地域から採取した米穀試料 30 点を対象に、カドミウム分析を行いました。

なお、都道府県、市町村及び JA 等が独自に調査しているほ場で生産された米穀は、今回の調査の対象としていません。また、平成 20 年までに農林水産省による同様の調査を 3 回実施し、その間に調査対象の米穀から 0.4 ppm 以上のカドミウムが検出されなかった場合は、水管理によるカドミウムの低減効果が確認されたと判断し、今回の調査対象から除外しています。

(2) サンプルング方法

1) 個袋出荷の米穀を調査対象とする場合

「食品、添加物の規格基準の一部改正について」（昭和45年10月23日付け環食第475号厚生省環境衛生局長通知）に従い試料を採取し、合計 200 g を分析用試料としました。

2) ばら出荷の米穀を調査対象とする場合

フレキシブルコンテナ等の少なくとも3か所以上から米穀を採取し、合計 1 kg を分析用試料としました。

3) ほ場における収穫段階の米穀を調査対象とする場合

ほ場の中心付近から1点、その周囲4方向に沿って各1点、計5点からそれぞれ2株ずつ採取・脱穀したものの中から、合計 200 g を分析用試料としました。

(3) 分析方法（詳細は別添参照）

1) 分析方法

地方農政局毎に、試料を灰化、酸を加え加熱分解により試料液を調製し、プラズマ発光分光分析法又は原子吸光法を用いて定量しました。

2) 定量限界及び検出限界

定量限界：0.04 mg/kg、検出限界：0.01 mg/kg

3) 添加回収率

添加回収率は95～108 %であり、許容できる値でした。

（添加濃度は、0.04 mg/kg又は0.4 mg/kg。試験回数は各3回。）

3 調査結果と今後の対応

(1) 調査の結果、食品衛生法に基づく基準値（1.0 ppm未満）を超えるカドミウムは検出されませんでした。

また、0.4 ppm以上1.0 ppm未満のカドミウムを含む米穀もありませんでした。（表1参照。調査結果の詳細については表2参照。）

(2) 農林水産省は、次年度においてもカドミウム低減に向けた取組を推進し、引き続き調査を実施することとしています。

表1 平成21年国内産米穀のカドミウム調査結果概要

（単位：点）

分析点数	30
うち1.0 ppm以上	0
0.4 ppm以上1.0 ppm未満	0
0.4 ppm未満	30

表2 平成21年国内産米穀のカドミウム調査結果

（単位：点）

都道府県名	市町村名	分析点数	0.4 ppm以上 1.0 ppm未満 の検出点数	1.0 ppm以上 の検出点数
新潟県	新潟市	8	0	0
	五泉市	1	0	0
長野県	白馬村	16	0	0
福岡県	大牟田市	5	0	0
合計(3県)	4市町村	30	0	0

注1：調査結果は、都道府県又は市町村内の特定の地域で生産された米穀を対象として行われた調査の結果を単に集計したものであり、当該都道府県又は市町村で生産される米穀を代表するものではない。

注2：この調査に含まれていない県であっても、県や生産者団体が独自に調査を実施している場合がある。

（参考）

農林水産省が実施した過去の調査結果については、以下の農林水産省のホームページに掲載されています。

<http://www.maff.go.jp/cd/C-page.htm>

(別添) 分析方法、定量限界及び検出限界並びに添加回収率

地方農政局等	分析方法	定量限界(上段) 検出限界(下段)	添加回収率 $\left(\begin{array}{l} C : \text{添加濃度} \\ n : \text{試験回数} \end{array} \right)$
関東農政局	試料を灰化し、硝酸を加えて加熱分解後さらに灰化したものを分析試料液として、誘導結合プラズマ発光分光分析法により測定	0.04 mg/kg 0.01 mg/kg	95 ~ 100 % (C = 0.04 mg/kg、n = 3) 100 ~ 103% (C = 0.4 mg/kg、n = 3)
北陸農政局	試料を灰化し、硝酸を加えて加熱分解したものを分析試料液として、フレイムレス原子吸光法により測定	0.04 mg/kg 0.01 mg/kg	100 ~ 108 % (C = 0.04 mg/kg、n = 3) 102 ~ 105 % (C = 0.4 mg/kg、n = 3)
九州農政局	試料を灰化し、硝酸を加えて加熱分解後さらに灰化したものを分析試料液として、誘導結合プラズマ発光分光分析法により測定	0.04 mg/kg 0.01 mg/kg	95 ~ 105 % (C = 0.04 mg/kg、n = 3) 100 ~ 103 % (C = 0.4 mg/kg、n = 3)